

第8章

介護保険料の算出

1. 介護保険制度における事業費用の見込み

第1号被保険者の保険料を算定するため、今後3年間の介護給付費及び地域支援事業費を見込んでいます。介護給付費は、給付実績から算出したサービスごとの単価と目標年度におけるサービス目標量に、平成30年度(2018年度)の報酬改定を反映し見込んでいます。

(1) 介護給付費の見込み

(単位:千円)

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
(1) 居宅サービス	11,702,784	12,172,769	12,579,568
①訪問介護	4,188,620	4,309,332	4,464,890
②訪問入浴介護	89,062	90,550	94,928
③訪問看護	472,986	485,465	503,727
④訪問リハビリテーション	185,315	191,345	197,317
⑤居宅療養管理指導	509,909	524,629	543,186
⑥通所介護	2,493,247	2,566,244	2,654,961
⑦通所リハビリテーション	900,661	925,198	957,920
⑧短期入所生活介護	614,353	631,700	656,643
⑨短期入所療養介護	111,634	115,871	119,697
⑩特定施設入居者生活介護	1,326,028	1,498,797	1,522,722
⑪福祉用具貸与	776,415	798,747	827,597
⑫特定福祉用具販売	34,554	34,891	35,980
(2) 地域密着型サービス	3,516,301	3,615,325	3,728,142
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	352,276	361,385	372,970
②夜間対応型訪問介護	14,653	14,660	16,457
③認知症対応型通所介護	143,305	145,596	150,046
④小規模多機能型居宅介護	71,284	71,316	73,339
⑤認知症対応型共同生活介護	1,052,548	1,107,096	1,160,976
⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	728,463	728,789	728,789
⑦看護小規模多機能型居宅介護	216,758	220,809	228,161
⑧地域密着型通所介護	937,014	965,674	997,404
(3) 住宅改修	81,673	82,752	86,586
(4) 居宅介護支援	1,235,536	1,272,438	1,316,530
(5) 介護保険施設サービス	4,791,474	4,879,066	4,971,473
①介護老人福祉施設	2,808,115	2,828,253	2,854,062
②介護老人保健施設	1,485,931	1,486,596	1,486,596
③介護療養型医療施設	430,830	431,022	431,022
④介護医療院	66,598	133,195	199,793
介護給付費 合計	21,327,768	22,022,350	22,682,299

(2) 予防給付費の見込み

(単位：千円)

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
(1) 介護予防サービス	219,234	229,795	234,387
①介護予防訪問入浴介護	407	407	407
②介護予防訪問看護	19,496	19,994	20,484
③介護予防訪問リハビリテーション	7,148	7,151	7,151
④介護予防居宅療養管理指導	17,440	17,996	18,410
⑤介護予防通所リハビリテーション	73,786	76,480	78,418
⑥介護予防短期入所生活介護	1,189	1,785	1,785
⑦介護予防短期入所療養介護	396	396	396
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	38,498	43,200	43,200
⑨介護予防福祉用具貸与	51,174	52,686	54,124
⑩特定介護予防福祉用具販売	9,700	9,700	10,012
(2) 地域密着型介護予防サービス	5,242	9,175	11,792
①介護予防認知症対応型通所介護	442	663	663
②介護予防小規模多機能型居宅介護	2,184	3,278	3,278
③介護予防認知症対応型共同生活介護	2,616	5,234	7,851
(3) 住宅改修	49,297	51,269	52,254
(4) 介護予防支援	61,885	63,947	66,273
予防給付費計	335,658	354,186	364,706

※介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、平成30年度（2018年度）より総合事業に移行しました。

(3) 地域支援事業費の見込み

■地域支援事業費

(単位：千円)

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
介護予防・日常生活支援総合事業	807,310	801,463	792,147
包括的支援事業	373,944	403,656	422,848
校区高齢者あんしんセンター(地域 包括支援センター)運営事業	334,182	352,796	371,987
認知症総合支援事業	16,411	18,579	18,579
生活支援体制整備事業	18,532	22,532	22,532
在宅医療・介護連携推進事業	4,819	9,749	9,749
任意事業	34,844	36,339	40,048
介護給付等費用適正化事業	10,991	11,326	11,444
家族介護支援事業	13,193	13,332	15,876
その他事業	10,660	11,681	12,728
合計	1,216,098	1,241,458	1,255,042

2. 第1号保険料基準月額の算定

(1) 標準給付費見込額と保険料収納必要額

介護保険制度における65歳以上の保険料（第1号保険料）については、3年間に被保険者の利用する介護サービスの利用料等を保険者が推計し、保険給付に必要な費用（保険給付費）等を算出した上で、保険料額を決定することとなります。

介護保険事業に必要な法定サービスに係る保険給付費はサービス利用時の利用者負担を除き、50.0%を公費で負担（国25.0%、府12.5%、市12.5%、ただし、施設分については、国20.0%、府17.5%、市12.5%）し、残りを第1号被保険者、第2号被保険者からの保険料で負担する仕組みとなっています。

第1号被保険者と第2号被保険者の保険料の負担割合は、第7期計画期間においては、第1号被保険者は23.0%、第2号被保険者は27.0%となります。（第6期計画期間での負担割合は、第1号被保険者が22.0%、第2号被保険者が28.0%）

標準給付費見込額

$$\begin{aligned} &= \text{総給付費（影響額調整後）} + \text{特定入所者介護サービス費等給付額} \\ &+ \text{高額介護サービス費等給付額} + \text{高額医療合算介護サービス費等給付額} \\ &+ \text{審査支払手数料} \end{aligned}$$

■標準給付費見込額

（単位：千円）

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	合計
総給付費(影響額調整後)	21,647,778	22,620,724	23,574,987	67,843,489
総給付費(介護給付費+予防給付費)	21,663,426	22,376,536	23,047,005	67,086,967
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う 財政影響額(2割⇒3割)	△15,648	△24,331	△25,146	△65,125
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	268,519	553,128	821,647
特定入所者介護サービス費等給付額	598,377	616,329	634,819	1,849,525
高額介護サービス費給付額	658,461	730,891	811,289	2,200,641
高額医療合算介護サービス費等給付額	73,369	82,907	88,710	244,986
審査支払手数料	20,586	21,283	21,927	63,796
標準給付費見込額	22,998,571	24,072,134	25,131,732	72,202,437

標準給付費見込額をもとに、次の算定式により、3カ年の保険料収納必要額を算定します。

$$\begin{aligned}
 \text{保険料収納必要額} &= \text{③標準給付費見込額と地域支援事業費の合計} \times 0.23 \\
 &+ (\text{①標準給付費見込額} + \text{介護予防・日常生活支援総合事業費}) \times 0.05 \\
 &- \text{⑥調整交付金見込額} + \text{⑦財政安定化基金拠出金見込額} \\
 &+ \text{⑧財政安定化基金償還金} - \text{⑨準備基金取崩額等} \\
 &+ \text{⑩市町村特別給付費等}
 \end{aligned}$$

■保険料収納必要額の算定

		数値	説明
①標準給付費見込額（千円）	A	72,202,437	調整交付金の算定にあたっては、各年度の標準給付費見込額を用いる
②地域支援事業費（千円）	B	3,712,598	介護予防・日常生活支援総合事業費 + 包括的支援事業・任意事業費
内、介護予防・日常生活支援 総合事業費（千円）	C	2,400,920	
③標準給付費見込額と 地域支援事業費の合計（千円）	D	75,915,035	
④後期高齢者加入割合補正係数	E	1.0141	平成30年度（2018年度）～ 平成32年度（2020年度） 平均
⑤所得段階別加入割合補正係数	F	0.9564	平成30年度（2018年度）～ 平成32年度（2020年度） 共通
⑥調整交付金見込額（千円）	G	4,250,971	平成30年度（2018年度）～平成32年度 （2020年度）における標準給付費見込 額及び所得段階別加入割合補正係数 と、各年度共通の後期高齢者加入割合 補正係数により算出した金額の合計
調整交付金見込交付率		5.69%	平成30年度（2018年度）～ 平成32年度（2020年度） 平均
⑦財政安定化基金拠出金見込額	H	0	平成30年度（2018年度）～平成32年度 （2020年度）までの拠出率は0%
⑧財政安定化基金償還金（千円）	I	0	
⑨準備基金取崩額等（千円）	J	640,000	第6期計画期間の剰余金の取り崩し
⑩市町村特別給付費等（千円）	K	9,000	保険料減免見込額
保険料収納必要額（千円）	L	16,308,655	$D \times 0.23 + (A+C) \times 0.05 - G + H + I - J + K$

※ 公費のうち国の調整交付金は、市町村の第1号被保険者の保険料格差を是正するために交付されるものであり第1号被保険者に占める後期高齢者（75歳以上の人）の割合や所得分布の状況により変動する仕組みとなっています。（調整交付金の交付割合の変動に伴い第1号被保険者の保険料の負担割合（23%）も変動します。）

※ 地域支援事業に必要な費用についても、公費及び保険料で賄います。

(2) 介護保険制度改正における費用負担に関する事項等について

第7期計画では、低所得者対策、制度の持続性及び公平性の観点などから、以下の費用負担に関する制度改正が行われます。

①現役並みの所得者の利用者負担割合の見直し（平成30年(2018年)8月施行）

介護保険制度の持続可能性を高めるため、世代内・世代間の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、現役並みの所得を有する者の負担割合を2割から3割に引き上げられます。対象者は第1号被保険者の3%に該当する合計所得金額220万円以上で、かつ同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額が、単身世帯の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人です。

②調整交付金の見直し

現行の調整交付金は、地域における第1号被保険者に占める後期高齢者の加入割合や、所得段階別加入割合の違いにより生じる格差を平準化することを目的に交付されています。今後、全国的に75歳以上人口が急増し、市町村間の後期高齢者加入割合のばらつきが縮小することから調整交付金を算定する基礎となる年齢区分について、現行の①65～74歳、②75歳以上の2区分から、①65～74歳、②75～84歳、③85歳以上の3区分に細分化することにより、特に年齢が高い高齢者が多い市町村に対して重点的に配分するため、見直しされます。なお、激変緩和措置として、第7期計画期間においては、各年度において2区分と3区分を2分の1ずつ組み合わせることとなります。

③介護報酬改定について

平成30年度(2018年度)の介護報酬改定においては、社会保障審議会の介護給付費分科会において、報酬改定に向けた基本的な視点が示され、(1)地域包括ケアシステムの推進、(2)自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現、(3)多様な人材の確保と生産性の向上、(4)介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保からさまざまな検討を重ねた結果、平成30年(2018年)4月提供分からの介護報酬が+0.54%改定されました。

④消費税の見直しについて

平成31年(2019年)10月の消費税等の見直しを勘案した影響額は、国が示した算出方法を用いて、消費税10%への引き上げによる第7期計画期間中の標準給付費見込額への影響額を反映しています。

(3) 保険料基準月額

介護保険料基準月額は、所得段階別補正後被保険者数及び予定保険料収納率等から算出され、次のようになります。

$$\text{保険料基準月額} = \frac{\text{保険料収納必要額}}{\text{所得段階別補正後被保険者数}} \div \frac{\text{予定保険料収納率}}{12\text{カ月}}$$

※1 予定保険料収納率 = 0.984

※2 所得段階別補正後被保険者数は、第1号被保険者数を所得段階の人数比で割り振った人数で226,717人となります。

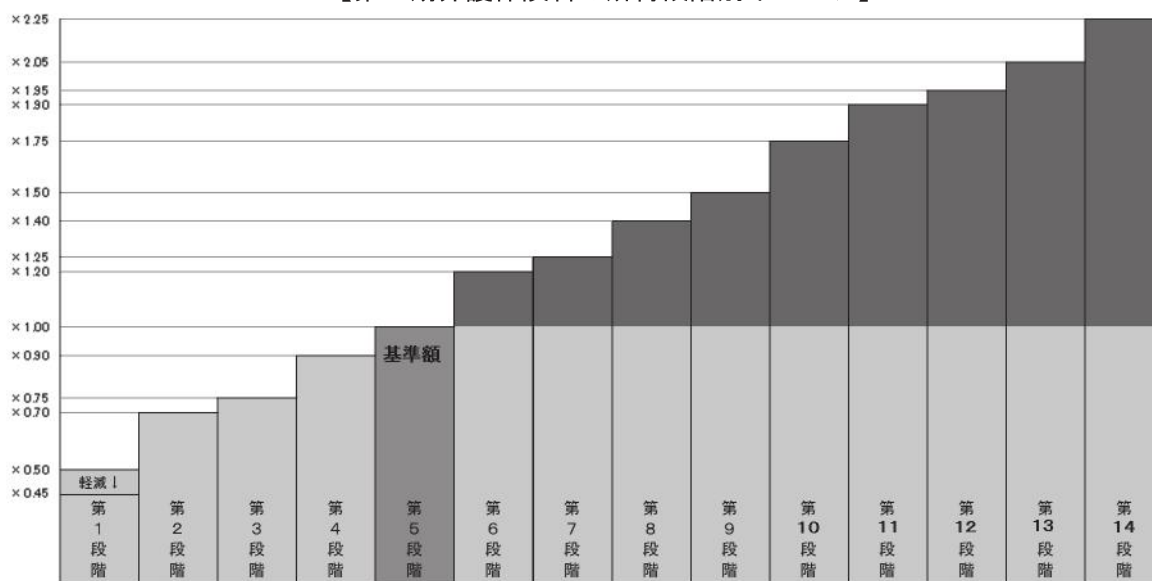
■所得段階別被保険者数と保険料基準月額

(単位：人)

	平成30年度 (2018年度)		平成31年度 (2019年度)		平成32年度 (2020年度)		合 計
	保険料率	人 数	保険料率	人 数	保険料率	人 数	人 数
第1段階	0.50	18,119	0.50	18,169	0.50	18,150	54,438
第2段階	0.70	6,669	0.70	6,688	0.70	6,681	20,038
第3段階	0.75	6,811	0.75	6,830	0.75	6,823	20,464
第4段階	0.90	9,406	0.90	9,433	0.90	9,423	28,262
第5段階	1.00	7,102	1.00	7,122	1.00	7,114	21,338
第6段階	1.20	5,787	1.20	5,804	1.20	5,797	17,388
第7段階	1.25	2,735	1.25	2,742	1.25	2,740	8,217
第8段階	1.40	6,425	1.40	6,443	1.40	6,436	19,304
第9段階	1.50	2,609	1.50	2,616	1.50	1,837	7,062
第10段階	1.75	4,317	1.75	4,329	1.75	4,854	13,500
第11段階	1.90	2,724	1.90	2,732	1.90	2,976	8,432
第12段階	1.95	1,075	1.95	1,078	1.95	1,077	3,230
第13段階	2.05	365	2.05	366	2.05	365	1,096
第14段階	2.25	947	2.25	950	2.25	949	2,846
合計		75,091		75,302		75,222	225,615

介護保険料基準月額 平成30年度(2018年度)～平成32年度(2020年度)	(円)	6,092
介護保険給付費準備基金取崩額	(円)	239

【第7期介護保険料の所得段階別イメージ】



※第1段階の第1号被保険者の保険料については、保険料基準額に対する割合を0.5から0.45に軽減する措置を継続します。

■第1号保険料額（年額）及び第6期介護保険料との比較

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料 （円）	第6期介護保険料		
				所得段階	保険料率	年額保険料（円）
第1段階	1. 生活保護を受給している人、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人 2. 世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の人	0.45	32,910 （月額 2,742）	第1段階	0.45	32,400 （月額 2,700）
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額が80万円を超え、120万円以下の人	0.70	51,180 （月額 4,265）	第2段階	0.75	53,980 （月額 4,498）
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額が120万円を超える人	0.75	54,840 （月額 4,570）	第3段階	0.75	53,980 （月額 4,498）
第4段階	本人が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の人で、同一世帯に市民税課税者がいる人	0.90	65,800 （月額 5,483）	第4段階	0.90	64,780 （月額 5,398）
第5段階 （基準額）	本人が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額が80万円を超える人で、同一世帯に市民税課税者がいる人	1.00	73,110 （月額 6,092）	第5段階 （基準額）	1.00	71,970 （月額 5,997）
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が100万円未満の人	1.20	87,740 （月額 7,311）	第6段階	1.20	86,370 （月額 7,197）
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が100万円以上120万円未満の人	1.25	91,390 （月額 7,615）	第7段階	1.25	89,970 （月額 7,497）
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上170万円未満の人	1.40	102,360 （月額 8,530）	第8段階	1.40	100,760 （月額 8,396）
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が170万円以上200万円未満の人	1.50	109,670 （月額 9,139）	第9段階	1.50	107,960 （月額 8,996）
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.75	127,950 （月額 10,662）	第10段階	1.70	122,350 （月額 10,195）
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上500万円未満の人	1.90	138,910 （月額 11,575）	第11段階	1.85	133,150 （月額 11,095）
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上800万円未満の人	1.95	142,570 （月額 11,880）	第12段階	1.90	136,750 （月額 11,395）
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.05	149,880 （月額 12,490）	第13段階	2.00	143,940 （月額 11,995）
第14段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人	2.25	164,500 （月額 13,708）	第14段階	2.20	158,340 （月額 13,195）

※第1段階の第1号被保険者の保険料については、軽減後の保険料率にて算定しています。

本市の介護保険料については、保険料の公平性の確保と被保険者の負担能力に応じた保険料負担とすることを目的とし、所得段階を第5期計画では特例を含む実質第11段階設定を行い、さらに第6期計画においては、よりきめ細かな所得段階とするため、細分化した第14段階を設定してきました。

第7期計画における所得段階は、介護給付費が増加する中で制度の持続可能性を確保しつつ、第1号被保険者に所得に応じた応能負担をいただく観点から、引き続き第14段階とし、かつ、第2段階の料率を0.05引き下げ、第10段階以上の料率を各0.05引き上げています。

なお、介護保険法施行規則の改正により第9段階から第11段階の基準所得金額について変更しています。

(4) 第2号被保険者保険料

第2号被保険者の保険料は、医療保険者が医療保険料と一括して徴収し、社会保険診療報酬支払基金に納付します。集められた全国の納付金は、同基金から各市町村に、介護給付費の27%相当額が交付されます。

(5) 平成37年度における推計

第7期計画の策定にあたっては、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を見据え、中長期的な視野に立った施策の展開を図ることが必要となっているところです。このことを踏まえて、平成37年度（2025年度）における給付費などを試算したところ、平成37年度（2025年度）における標準給付費見込額は約294億円、地域支援事業費は約14億円、総額約308億円となり、介護保険料基準月額は8,279円になると見込んでいます。